

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県警察署協議会条例		
条 例 番 号	平成 13 年神奈川県条例第 11 号	法 規 集	第 15 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	警察本部総務部広報県民課		
条 例 の 概 要	警察法第 53 条の 2 第 4 項の規定に基づき、神奈川県警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他警察署協議会に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。) 	警察法第 53 条の 2 の規定により、警察署に設置することとされている警察署協議会（以下「協議会」という。）について、同条第 4 項の規定に基づき定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。) 	協議会の設置等基礎的事項を定めた条例であり、本条例により、的確に協議会の運営がなされており、有効に機能している。	協議会開催状況 ・平成 16 年 307 回 ・平成 17 年 212 回 ・平成 18 年 215 回 ・平成 19 年 216 回 ・平成 20 年 216 回
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。) 	協議会の設置、その委員の定数、任期及び解嘱等の必要な事項を規定しており、本条例により、協議会の運営が効率的に行われている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。) 	「神奈川力構想」の主要施策である「犯罪のない安全な地域社会づくり」を推進する上で、警察署の業務運営に多様な意見を反映させるために必要な協議会の設置等を定めたものであり、行政システム改革基本方針に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。) 	警察法第 53 条の 2 第 4 項の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他 		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 (無)